

\*\*\*\*\*  
\*  
\*  
\*  
\*  
\*  
\*  
\*  
\*  
\*  
\*  
\*  
\*  
\*  
\*  
\*\*\*\*\*

# 自動車共済規程 自動車共済約款

令和4年10月1日実施  
(4経支第208657-2号)

**四国交通共済協同組合**



# 自動車共済規程



## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この自動車共済規定は、四国交通共済協同組合（以下「本組合」と言う。）が行う、本組合定款（以下「定款」という。）第7条(事業)第1項第1号に基づく共済事業に関する必要な事項を定める。

### (事業経営の地域)

第2条 本組合の事業経営の地域は、定款第3条（地区）に定める区域とする。

### (共済契約者及び被共済者の範囲)

第3条 共済契約者は、本組合の組合員及び次の各号に定める組合員以外の者（以下「員外利用者」という。）とする。ただし、員外利用者は、定款第7条第3項に定められた範囲とする。

- (1) 組合員の関連会社（当該組合員が資本金の51%以上の出資をしている法人をいう。）
- (2) 組合員の従業員
- (3) 本組合地区内の貨物自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 前各号以外に、本組合が特別に許可をした者

2 被共済者の範囲については、共済約款に定める。

### (共済の目的及び共済の範囲)

第4条 共済の目的は、前条に定める者の所有又は管理する自動車（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第2条で定義する自動車）とし、共済の範囲は共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」という。）の所有、使用、管理に伴って生じる共済契約者、被共済者の法律上の損害賠償責任及び費用に関するもの、被共済者の傷害に関するもの、又は偶然な事故により共済契約自動車に生じた損害に関するものとする。

### (被共済者又は共済の目的の選択)

第5条 本組合は、次に掲げる場合について被共済者又は共済の目的の選択を行う。

- (1) 共済掛金の支払がない場合
- (2) 本組合共済約款（以下「共済約款」という。）基本条項第3条（あらかじめお知らせいただくこと―告知義務）に定められた事項について、事実と異なることを告げたことが明らかなる場合
- (3) 組合員以外の契約について、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（以下「法」という。）第9条の2（事業協同組合及び事業協同小組合）第3項ただし書きの規定に違反する場合

- (4) 本組合が不相当と認めた場合
- (5) その他、法令等に違反すると認められる場合

#### (共済代理店の設置及び権限)

第6条 本組合は、法第9条の7の5（保険業法等の準用）に定める共済代理店を設置することができる。

- 2 共済代理店が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。
  - (1) 共済契約の締結の代理又は媒介
  - (2) 共済掛金の収受に関する業務
  - (3) その他本組合が定めた事項に関する業務

#### (共済契約の種類)

第7条 本組合が共済事業で取り扱う共済契約の種類は次のとおりとする。

- (1) 対人賠償共済
- (2) 自損補償共済
- (3) 対物賠償共済
- (4) 搭乗者傷害共済
- (5) 車両共済

#### (共済金額及び共済期間の制限)

第8条 共済金額は次のとおりとする。

- (1) 対人賠償共済の共済金額は、1名につき次の9種類とする。なお、自損補償の共済金額は、自損補償不担保契約を除き共済約款第2章自損補償条項の規定によるものとする。
  - ① 1,000万円 ② 2,000万円 ③ 3,000万円 ④ 5,000万円 ⑤ 6,000万円
  - ⑥ 8,000万円 ⑦ 1億円 ⑧ 1億5,000万円 ⑨ 無制限
- (2) 対物賠償共済の共済金額は、1回の事故につき次の18種類とし、免責金は1回の事故につき次の8種類とする。
  - (イ) 共済金額
    - ① 50万円 ② 100万円 ③ 200万円 ④ 300万円 ⑤ 400万円
    - ⑥ 500万円 ⑦ 600万円 ⑧ 700万円 ⑨ 800万円 ⑩ 900万円
    - ⑪ 1,000万円 ⑫ 1,500万円 ⑬ 2,000万円 ⑭ 3,000万円 ⑮ 4,000万円
    - ⑯ 5,000万円 ⑰ 1億円 ⑱ 無制限
  - (ロ) 免責金
    - ① 免責金なし ② 3万円 ③ 5万円 ④ 10万円 ⑤ 15万円 ⑥ 20万円
    - ⑦ 30万円⑧ 50万円

- (3) 搭乗者傷害共済の共済金額は、1名につき次の3種類とする。  
① 300万円 ② 500万円 ③ 1,000万円
- (4) 車両共済の共済金額は、1回の事故についての共済金額は、次のとおりとする。  
(イ) 10万円を最低とし10万円刻みで共済価額を上限とする。  
(ロ) 免責金は1回の事故につき次の6種類とする。ただし、二輪自動車については、免責金は5万円の1種類とする。  
① 免責金なし ② 5万円 ③ 10万円 ④ 15万円 ⑤ 20万円 ⑥ 30万円
- 2 共済期間は、契約の日から1年間とする。ただし、本組合が特に認めた場合は、月又は日単位で1年未満の契約を引受けることができる。

## 第2章 共済契約

### (共済契約に関する事項)

第9条 本組合が締結する共済契約に係る法施行規則第11条に規定する「共済契約に関する事項」は、共済約款に定める。

- 2 本組合は、共済契約の締結の前に、共済約款を記載した書面を交付するものとする。
- 3 本組合が、搭乗者傷害共済、対物賠償共済又は車両共済の契約を引受ける場合には、対人賠償共済契約が締結された車両に限るものとする。ただし、被牽引車を除く。

### (共済契約締結の手続)

第10条 本組合は、第3条（共済契約者及び被共済者の範囲）に規定する者から共済契約の申込みがあった場合には、本組合所定の共済契約申込書に必要事項を記入させ、署名又は記名捺印の上、これを提出させ、共済契約を締結する。

- 2 共済契約の締結は、第4条（共済の目的及び共済の範囲）に規定する自動車1台ごとに、第7条（共済契約の種類）に規定する共済の種類を選択させ、これを行うものとする。
- 3 本組合は、共済契約を締結したときは、共済証書を作成し、共済契約者に交付する。

### (共済掛金の収受並びに共済金の支払及び共済掛金の払戻し)

第 11 条 共済契約を申込み者は、共済責任が始まる時まで共済掛金の全額を本組合に払い込まなければならない。ただし、共済約款の規定に従い共済掛金の払い込み方法を約定する場合には、この限りではない。

2 共済金の支払及び共済掛金の払戻しに関する事項については、共済約款の規定に定める。

### (共済証書及び共済契約申込書の記載事項及び様式)

第 12 条 共済証書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 共済契約の締結日
- (2) 共済の目的
- (3) 共済の種類
- (4) 共済価額を予め約定したときは、その約定した価額
- (5) 共済金額
- (6) 免責金額を定めたときは、その金額
- (7) 特約を付帯したときは、その名称及びその共済金額
- (8) 共済掛金の額及びその支払方法
- (9) 共済責任の始期、終期及び共済期間
- (10) 共済契約者の氏名又は名称及び住所
- (11) 共済証書の作成地及び作成日

2 共済申込書には、共済契約の申込み日、前項第 2 号から第 10 号に掲げる事項、及び告知事項を記載する。

3 前項の告知事項について、共済契約申込書と別の様式を定めた場合には、共済契約申込書に添付するものとする。

### (対人及び対物再共済)

第 13 条 本組合は、対人共済契約及び対物共済契約により負う共済責任の一部を、再共済契約により、全国トラック交通共済協同組合連合会の再共済に付するものとする。

### (共済契約の特約)

第 14 条 本組合は、第 7 条（共済契約の種類）に掲げる主たる共済の種類その他、共済約款に特約を定める。

2 前項の特約は主たる共済の種類に掲げる共済の契約に付帯することができる。



**(共済約款の規定による貸付け)**

第 15 条 本組合は、仮処分命令に基づく仮払金又は仮差押えを免れるための供託金について、共済約款に定めるところにより貸付けることができる。

**(共済金額又は共済期間の変更)**

第 16 条 本組合は、第 10 条（共済契約締結の手続）により締結した共済契約について、共済契約者から共済金額、共済の種類、特約、その他共済契約の内容に関する変更の申し出があった場合には、所定の共済契約内容変更申込書に必要事項を記入させ、署名又は記名捺印の上、これを提出させる。ただし、契約内容の変更について、本組合が不相当と認めた場合には、これを受け付けないことができる。

2 本組合は、共済契約の内容を変更したときは、変更契約内容変更承認書を作成し、共済契約者に交付する。

3 共済期間の変更は、共済期間を延長する場合に限りこれを行うことができる。ただし、共済契約の始期から 1 年間を超えてこれを行うことはできない。

### **第 3 章 共済掛金**

**(共済掛金の額の算出方法に関する事項)**

第 17 条 本組合が締結する共済契約に係る共済掛金の計算の方法に関する事項は、本組合が定める算出方法書による。

### **第 4 章 責任準備金及び既発生未報告支払準備金**

**(責任準備金の額の算出方法に関する事項)**

第 18 条 本組合が締結する共済契約に係る責任準備金として、次の普通責任準備金と異常危険準備金の合計額を積み立てるものとする。

## 1 普通責任準備金

普通責任準備金として、次の（１）、（２）の金額のうちいずれか多い金額を積み立てるものとする。

- （１） 当該事業年度において収入した共済掛金（再共済のために支払った共済掛金を除く。）から、次の ①、②、③の合計額を控除した金額
- ① 当該事業年度において共済掛金を収入した共済契約のために支払った共済金及び共済金以外の金額（再共済により得た共済金及び共済金以外の金額を控除する。）
  - ② 当該共済契約のために積み立てるべき支払準備金（再共済により収入すべき共済金に相当する部分の金額並びに既発生未報告支払準備金を除く。）
  - ③ 当該事業年度の査定諸費、事故防止対策費、広報活動費、コンピュータ費、その他の費用および一般管理費
- （２） 当該事業年度において収入した共済掛金（再共済に付した部分にかかる共済掛金を除く。）のうち、次の算式により計算した未経過分に相当する金額

$$R = \frac{P \times (N - M)}{N}$$

- R : Pに対する未経過失済掛金  
P : 当該事業年度における収入共済掛金を、収入月別に集計した各月の収入共済掛金（再共済に付した部分を除く。）  
N : 共済期間  
M : 共済掛金を収入した月の翌月から当該事業年度末までの月数

## 2 異常危険準備金

異常危険準備金として、次の金額を積み立てるものとする。

- （１） 共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて行政庁が定める方法により算出した金額
- （２） 前号にかかわらず、平成 19 年度から積み立てを開始し、平成 27 年度までは、次の算式により得られる金額以上を積み立てるものとする。

$$E = \frac{K \times N}{10}$$

- E : 異常危険準備金  
K : 中小企業等協同組合法施行規程第 8 条第 1 項第 6 号に定められた額  
N : 平成 19 年度を 1 とし、以後 1 年を経過するごとに 1 を加算する。ただし、9 を限度とする。

- (3) 損害率が60%を超えた場合に、その超えた額を取り崩すことができる。ただし、前年度末残高を限度とする。損害率は下記算式で計算する。

$$\text{損害率} = \frac{\text{支払共済金} - \text{受入再共済金}}{\text{正味共済掛金} - \text{再共済掛金}}$$

**(既発生未報告支払備金の額の算出方法に関する事項)**

第19条 本組合が締結する共済契約に係る既発生未報告支払備金として、平成19年度から積み立てを開始し、平成27年度までは、次の算式により得られる金額以上を積み立てるものとする。ただし、中小企業等協同組合法施行規程第6条に定められた額を限度とする。

$$I = \frac{K \times N}{10}$$

- I : 既発生未報告支払準備金  
K : 中小企業等協同組合法施行規程第6条に定められた額  
N : 平成19年度を1とし、以後1年を経過するごとに1を加算する。ただし、9を限度とする。

**附 則**

- 1 この自動車共済規定は平成19年8月17日より実施する。(四運自貨第120号)『共済規約』は廃止する。
- 2 平成19年11月29日改定(四運自貨第238号)同年11月29日から実施  
第20条新設
- 3 平成21年7月1日改定(四運自貨第93号)同年7月1日から実施  
第2章 共済契約(第11条4)

- 4 平成 21 年 12 月 10 日改定（四運自貨第 324 号）同年 12 月 24 日から実施  
第 1 章（総則）第 7 条（共済金額および共済期間の制限）第 1 項第 3 号、第 4 号
- 5 平成 23 年 7 月 7 日改定（四運自貨第 60 号）同年 7 月 7 日から実施  
第 1 章（総則）第 7 条（共済金額および共済期間の制限）第 1 項第 4 号
- 6 平成 25 年 7 月 23 日改定（四運自貨第 76 号）同年 8 月 1 日から実施  
第 1 章（総則）第 7 条（共済金額および共済期間の制限）第 1 項第 4 号
- 7 令和 4 年 7 月 14 日全面改定（4 経支第 208657-2 号）同年 10 月 1 日から実施

# 自動車共済約款



## 第1章 賠償責任条項

### (共済金をお支払いする場合－対人賠償)

第1条 当組合は、共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「対人事故」といいます。）により被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

2 当組合は、前項の損害の額が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任共済または責任保険（以下「自賠責等」といいます。）によって支払われる金額（共済契約自動車に自賠責等の契約が締結されていない場合は自賠責等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

### (共済金をお支払いする場合－対物賠償)

第2条 当組合は、共済契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること（以下「対物事故」といいます。）により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害についてこの賠償責任条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

### (共済の補償を受けられる方（被共済者）－対人・対物賠償共通)

第3条 この賠償責任条項における被共済者は、次の者とします。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約者の承諾を得て共済契約自動車を使用または管理中の者。ただし、次の者または場合を除きます。
  - (イ) 共済契約者と雇用契約を締結していない玉掛作業（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第61条に定める資格者をいいます。）
  - (ロ) 共済契約者以外の自動車取扱業者（注）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間

(注) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

### **(共済金をお支払いしない場合—その1 対人・対物賠償共通)**

第4条 当組合は、次の事由によって生じた損害については共済金を支払いません。

- (1) 被共済者またはその法定代理人（被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (3) 地震、噴火、台風、こう水、高潮または津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から第5号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用している場合、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用している場合に生じた損害。

2 当組合は、被共済者が損害賠償に関し、第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された賠償責任による損害については、共済金を支払いません。

### **(共済金をお支払いしない場合—その2 対人賠償)**

第5条 当組合は、対人事故により次の者の生命または身体が害された場合には、それによって被共済者が被る損害については、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者（法人である場合は、代表権を有する者を含みます。）
- (2) 被共済者の父母、配偶者もしくは子
- (3) 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者、もしくは子

### **(共済金をお支払いしない場合—その3 対物賠償)**

第6条 当組合は、対物事故により次の者の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合には、それによって被共済者が被る損害については、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者（法人である場合は、代表権を有する者を含みます。）
- (2) 被共済者またはその父母、配偶者、もしくは子
- (3) 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者、もしくは子
- (4) 被共済者の使用者



### (個別適用)

第7条 この賠償責任条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、第4条(共済金をお支払いしない場合—その1対人・対物賠償共通)第1項第1号の規定を除きます。

2 前項の規定によって、第9条(お支払いする共済金の計算—対人賠償)および第10条(お支払いする共済金の計算—対物賠償)に定める当組合の支払うべき共済金の限度額が増額されるものではありません。

### (損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通)

第8条 被共済者が支出した次の費用(注1)は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 基本条項第15条(事故発生時の義務)第1号に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用。
- (2) 基本条項第15条第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (3) 偶然な事故によって共済契約自動車に積載していた動産(注2)が落下したことに起因して、落下物を取り片付けるために被共済者が負担した費用のうち、あらかじめ当組合の同意を得て支出した費用。ただし、遅延損害金は含みません。
- (4) 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律(明治32年法律第40号)の適用により被共済者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、道路法(昭和27年法律第180号)第58条等の法令に定められる原因者負担金として支出した費用。ただし、延滞利息を含みません。
- (5) 損害賠償に関する争訟について、被共済者が当組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

2 被共済者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の費用のほか、被共済者が支出した弔慰、見舞等の費用(以下「臨時費用」といいます。)は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 対人事故の直接の結果として死亡したとき。
- (2) 対人事故の直接の結果として病院または診療所に入院したとき。

(注1) 費用には収入の喪失を含みません。

(注2) 共済契約自動車に積載していた動産には法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を含みません。

### (お支払いする共済金の計算－対人賠償)

第9条 1回の対人事故につき当組合の支払う共済金の額は、次の(1)および(2)の合計額から(3)の額を差引いた額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ共済証書記載の共済金額を限度とします。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
- (2) 前条第1項第1号および第2号の費用
- (3) 自賠償等によって支払われる金額

2 当組合は、前項に定める共済金のほか、次の額の合計額を支払います。

- (1) 前条第1項第5号の費用
- (2) 前条第2項の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき、(イ)または(ロ)の最も高い額を支払います。また、被共済者が弔慰、見舞等を行わなかったと認められる場合は、この臨時費用は支払いません。
  - (イ) 前条第2項第1号に該当する場合は、5万円
  - (ロ) 前条第2項第2号に該当する場合は、入院日数が20日以内の場合は、1万円、入院日数が20日を超える場合は、2万円
- (3) 第12条(当組合による解決－対人賠償)第1項の規定に基づく訴訟または被共済者が当組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

### (お支払いする共済金の計算－対物賠償)

第10条 1回の対物事故につき当組合の支払う共済金の額は、次の(1)および(2)の合計額から(3)および(4)の合計額を差引いた額とします。ただし、共済証書記載の共済金額を限度とします。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
- (2) 第8条(損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通)第1項第1号から第4号の費用の合計額
- (3) 被共済者が損害賠償請求権者に対して代位取得するものがある場合はその価額
- (4) 共済証書記載の免責金額

2 当組合は、前項に定める共済金のほか、次の額の合計額を支払います。

- (1) 第8条(損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通)第1項第5号の費用
- (2) 第14条(当組合による解決－対物賠償)第1項の規定に基づく訴訟または被共済者が当組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、対物共済金額が10億円を超える場合、当組合の支払う共済金の額は10億円を限度とします。

- (1) 共済契約自動車に業務(家事を除きます。)として積載されている危険物(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土

交通省告示第 619 号) 第 2 条 (定義) に定める可燃物、または毒物および劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) 第 2 条 (定義) に定める毒物もしくは劇物をいいます。以下同様とします。) の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

(2) 共済契約自動車(被けん引自動車)をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(家事を除きます。)として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

(3) 航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故

4 第 1 項ただし書の規定にかかわらず、「クレーン・ショベル付」A 種工作車(用途車種が「A 種工作車(クレーン・ショベル付)」に該当する自動車をいいます。)または、これに準ずる特殊車両の対物事故で、かつ、対物共済金額が 10 億円を超える場合、当組合の支払う共済金の額は 10 億円を限度とします。

#### (当組合による援助—対人・対物賠償共通)

第 11 条 被共済者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当組合は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、被共済者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

#### (当組合による解決—対人賠償)

第 12 条 被共済者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当組合が損害賠償請求権者から第 13 条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)の規定に基づく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合には、当組合は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)を行うことができます。

2 前項の場合には、被共済者は当組合の求めに応じ、その遂行について当組合に協力しなければなりません。

3 当組合は、次のいずれかに該当する場合は、第 1 項の規定は適用しません。

(1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、共済証書記載の共済金額および自賠責等によって支払われる金額の合計額を超えることが明らかになった場合

(2) 損害賠償請求権者が、当組合と直接、折衝することに同意しない場合

(3) 共済契約自動車に自賠責等の契約が締結されていない場合

(4) 正当な理由がなく被共済者が前項に規定する協力を拒んだ場合

### (損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)

第13条 対人事故によって被共済者が負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合に対して第3項に定める損害賠償額の支払いを請求することができます。

2 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して第3項に定める損害賠償額を支払います。ただし、当組合がこの賠償責任条項および基本条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額(同一事故につきすでに支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。)を限度とします。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合、または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- (3) 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合
- (4) 第3項に定める損害賠償額が共済証書記載の共済金額(同一事故につきすでに当組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。)を超えることが明らかになった場合
- (5) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかの事由があった場合
  - (イ) 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明
  - (ロ) 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

3 本条にいう損害賠償額とは次の(1)の額から(2)および(3)の合計額を差引いた額をいいます。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
- (2) 自賠償等によって支払われる金額
- (3) 被共済者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償責任の額

4 第2項の規定に基づき、当組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において、当組合が被共済者に対して共済金を支払ったものとみなします。

### (当組合による解決—対物賠償)

第 14 条 被共済者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当組合が損害賠償請求権者から第 15 条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定に基づく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合には、当組合は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士を選任を含みます。）を行うことができます。

2 前項の場合には、被共済者は当組合の求めに応じ、その遂行について当組合に協力しなければなりません。

3 当組合は、次のいずれかに該当する場合は、第 1 項の規定を適用しません。

- (1) 1 回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、共済証書記載の共済金額（免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。また、第 10 条（お支払いする共済金の計算—対物賠償）第 3 項および第 4 項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。）を超えることが明らかになった場合
- (2) 損害賠償請求権者が、当組合と直接、折衝することに同意しない場合
- (3) 正当な理由が無く被共済者が前項に規定する協力を拒んだ場合
- (4) 共済証書に免責金額の記載がある場合は、1 回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がその免責金額を下回るとき。

### (損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)

第 15 条 対物事故によって被共済者が負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合に対して第 4 項に定める損害賠償額の支払いを請求することができます。

2 当組合は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して第 4 項に定める損害賠償額を支払います。ただし、当組合がこの賠償責任条項および基本条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につきすでに支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。）を限度とします。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合、または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- (3) 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合
- (4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

- (イ) 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明
- (ロ) 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

3 1回の事故について、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、共済証書記載の共済金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は第1項の請求権を行使できず、また当組合は前項の規定にかかわらず損害賠償金を支払いません。ただし、当組合への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被共済者との間で、書面による合意が成立した場合を除きます。なお、本項にいう共済証書記載の共済金額は、第10条（お支払いする共済金の計算－対物賠償）第3項および第4項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。

4 本条にいう損害賠償額とは次の（1）の額から（2）および（3）の合計額を差引いた額をいいます。

- （1） 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
- （2） 被共済者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償責任の額
- （3） 共済証書に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

5 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、当組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

6 第2項の規定に基づき、当組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払いを行った場合は、その金額の限度において、当組合が被共済者に対して共済金を支払ったものとみなします。

#### （仮払金および供託金の貸付け等－対人・対物賠償共通）

第16条 当組合は、被共済者が予め当組合の同意を得た場合次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金または仮差押えを免れるための供託金について、貸付を行うことができます。この場合、仮払金については無利息で、また供託金については、供託金に付されるのと同率の利息を付します。また、上訴の場合の仮執行を免れるための供託金については、当組合の名において供託し、または供託金に付されるのと同率の利息で被共済者に貸付けることができます。

- （1） 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ共済証書記載の共済金額（同一事故につきすでに当組合が支払った共済金または第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）の損害賠償額がある場合はその全額を差引いた額をいいます。）
- （2） 対物事故については、1回の事故につき、共済証書記載の共済金額（同一事故につきすでに当組合が支払った共済金または第15条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。）

なお、本号にいう共済証書記載の共済金額は、第10条（お支払いする共済金の計算－対物賠償）第3項および第4項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。

- 2 前項により当組合が供託金を貸付ける場合には、被共済者は、当組合のために供託金（利息を含みます。以下同様とします。）の取戻し請求権の上に質権を設定するものとします。
- 3 第1項の貸付けまたは当組合の名による供託が行われている間においては、第9条（お支払いする共済金の計算－対人賠償）第1項ただし書、第10条（お支払いする共済金の計算－対物賠償）第1項ただし書、第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）第2項および第15条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）第2項の規定は、その貸付金または供託金をすでに支払った共済金とみなして適用します。
- 4 第1項の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、第1項の当組合の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が共済金として支払われたものとみなします。
- 5 基本条項第19条（共済金の請求）の規定により、当組合の共済金支払義務が発生した場合は、第1項の仮払金に関する貸付金が共済金として支払われたものとみなします。

#### （先取特権－対人・対物賠償共通）

第17条 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被共済者の当組合に対する共済金請求権第8条（損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する共済金請求権を除きます。）について、先取特権を有します。

- 2 当組合は、次のいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。
  - （1） 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当組合から被共済者に支払う場合（被共済者が賠償した金額を限度とします。）
  - （2） 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、当組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - （3） 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が前項の先取特権を行使したことにより、当組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - （4） 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当組合が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当組合から被共済者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）

3 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権を質権の目的とし、または前項第3号の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、前項第1号または第4号の規定により被共済者が当組合に対して共済金の支払いを請求することができる場合を除きます。

**(損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整)**

第18条 共済証書記載の共済金額が、前条第2項第2号または第3号の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる共済金と被共済者が第8条（損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通）の規定により当組合に対して請求することができる共済金の合計額に不足する場合は、当組合は、被共済者に対する共済金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する共済金の支払を行うものとします。ただし、本条にいう共済証書記載の共済金額が第10条（お支払いする共済金の計算－対物賠償）第3項および第4項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。



## 第2章 自損補償条項

### (共済金をお支払いする場合)

第1条 当組合は、被共済者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害（ガス中毒を含みます。）を被り、かつ、それによって、その被共済者に生じた損害について、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、この自損補償条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

- (1) 共済契約自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の運行に起因する事故
- (2) 共済契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または共済契約自動車の落下。ただし、被共済者が共済契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中または当該装置を操作中である場合に限ります。

2 前項の傷害には、次のものを含まません。

- (1) 日射、熱射または精神的衝動による傷害
- (2) 被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

### (共済の補償を受けられる方—被共済者)

第2条 この自損補償条項における被共済者は、次の者とします。ただし、賠償責任条項における対人事故の損害賠償請求権者となる者を除きます。

- (1) 共済契約者（法人である場合は代表権を有する者を含みます。）
- (2) 共済契約自動車の運転者（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第4項に定める運転者をいいます。）
- (3) 前各号以外の者で、共済契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者
- (4) 共済契約自動車の固有の装置を操作中の者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被共済者に含まません。

- (1) 極めて異常かつ危険な方法で共済契約自動車に搭乗中の者
- (2) 業務として共済契約自動車を受託している共済契約者以外の自動車取扱業者（注2）

(注1) 第1条（共済金をお支払いする場合）の（注）に同じ。

(注2) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

### (個別適用)

第3条 この自損補償条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

### (共済金をお支払いしない場合—その1)

第4条 当組合は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害
  - (2) 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで共済契約自動車を運行している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で共済契約自動車を運行している場合、あるいは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運行ができないおそれがある状態で共済契約自動車を運行している場合に生じた傷害
  - (3) 被共済者が、共済契約自動車の使用について、共済契約者の承諾を得ないで共済契約自動車を搭乗中または共済契約自動車の固有の装置を操作中に生じた傷害
  - (4) 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
  - (5) 共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用している場合、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用している場合に生じた傷害
  - (6) 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
- 2 傷害が共済金を受取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。
- 3 当組合は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、共済金を支払いません。

(注) 丹毒(たんどく)、リンパ腺炎(りんぱせんえん)、敗血症(はいけつしょう)、破傷風(はしょうふう)等をいいます。

### (共済金をお支払いしない場合—その2)

第5条 当組合は、次のいずれかの事由によって生じた傷害については、共済金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震、噴火またはこれらによる津波

- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故、または、これらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

#### **（死亡共済金の支払）**

第6条 当組合は、被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、別表1（死亡共済金）に定める金額を死亡共済金として、被共済者の法定相続人に支払います。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号、以下「労災保険」といいます。）の給付がある場合（請求をすれば給付がある場合を含みます。以下同様とします。）は、7割とします。

- 2 第1項の被共済者の法定相続人が2名以上である場合は、法定相続分の割合により、死亡共済金を法定相続人に支払います。

#### **（後遺障害共済金の支払）**

第7条 当組合は、被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、別表2-1（後遺障害等級表2-1）または別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる後遺障害が生じた場合は、別表1（死亡共済金）の死亡共済金に各後遺障害等級表の等級に定める最も高い共済金支払割合を乗じた金額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。ただし、労災保険の給付がある場合は、7割とします。

- 2 別表2-1（後遺障害等級表2-1）および別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げていない後遺障害については、自動車損害賠償保障法施行令第2条ならびに事故発生日に対応する同施行令別表の障害等級を原則として「労災補償 障害認定必携」（注）の障害認定基準に準じて後遺障害等級を認定するものとします。

- 3 同一事故により、別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の各号に規定する共済金支払割合を適用します。

- (1) 別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第5級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める共済金支払割合

- (2) 前号以外の場合で、別表 2-2 (後遺障害等級表 2-2) 第 1 級から第 8 級までの後遺障害が 2 種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の 2 級上位の等級に定める共済金支払割合
- (3) 前各号以外の場合で、別表 2-2 (後遺障害等級表 2-2) 第 1 級から第 13 級までの後遺障害が 2 種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級に定める共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対応する共済金支払割合の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級に定める共済金支払割合に達しない場合は、その合計した共済金支払割合を適用します。
- (4) 前各号以外の場合は、最も重い後遺障害に該当する等級に定める共済金支払割合

4 すでに後遺障害のある被共済者が第 1 条 (共済金をお支払いする場合) の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、別表 2-1 (後遺障害等級表 2-1) または別表 2-2 (後遺障害等級表 2-2) に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた共済金支払割合から、すでにあった後遺障害に該当する等級に応じた共済金支払割合を差し引いた共済金支払割合

(注) 「労災補償 障害認定必携」は、労災保険における障害の等級認定を集成した一般財団法人労災サポートセンターの刊行図書をいいます。

#### (医療共済金の支払)

第 8 条 当組合は、被共済者が第 1 条 (共済金をお支払いする場合) の傷害を被り、その直接の結果として生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の各号に規定する金額を医療共済金として被共済者に支払います。ただし、労災保険の給付がある場合は、7 割とします。

- (1) 病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数 1 日につき 6,000 円
- (2) 病院または診療所に入院しない治療日数に対しては、その治療日数 1 日につき 4,000 円

2 前項の医療共済金の額は、1 回の事故につき、被共済者 1 名ごとに 100 万円を限度とします。ただし、労災保険の給付がある場合は 70 万円を限度とします。

3 被共済者が医療共済金の支払いを受けられる期間中に、さらに医療共済金を受けられる傷害を被っても、重複して医療共済金は支払いません。

#### (支払共済金の競合)

第9条 当組合は、1回の事故に基づく傷害について、後遺障害共済金と医療共済金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。ただし、別表1（死亡共済金）の額を限度とし、労災保険の給付がある場合は、7割とします。

2 当組合は、死亡共済金を支払う場合において、すでに支払った後遺障害共済金または医療共済金がある場合は支払われるべき死亡共済金の額から、すでに支払った金額を差引いてその残額を支払います。

#### (すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等)

第10条 被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被った時、すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または、第1条の傷害を被った後に、その事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響によって、第1条の傷害が重大となった場合は、当組合はその影響がなかった場合に相当する金額を支払います。

2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または、共済契約者もしくは共済金を受取るべき者が治療をさせなかったために、第1条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

#### (減収補償共済金の支払)

第11条 当組合は、共済契約者の業務に従事中の被共済者（注）が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡、または病院もしくは診療所に60日以上入院した場合は、これによって生じる共済契約者の減収に対し、被共済者ごとに別表3（減収補償共済金）に定める金額を減収補償共済金として共済契約者に支払います。

(注) 共済契約者と雇用契約を締結している使用人および労働者派遣法（昭和60年法律第88号）に基づき共済契約者に派遣されている労働者または共済契約者の役員（共済契約者が個人の場合には、共済契約者本人を含みません。）で、共済契約者の指揮・命令のもとで、共済契約自動車を経営として運行している被共済者をいいます。

#### (臨時費用共済金・葬祭費用共済金の支払)

第12条 当組合は、共済契約者の業務に従事中の被共済者（注）が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡し、または病院もしくは診療所に60日以上入院した場合は、これに対する弔慰、見舞等の諸費用に充当するため、被共済者ごとに次の（1）または（2）の最も高い額を臨時費用共済金として共済契約者に支払います。ただし、共済契約者が弔慰、見舞等を行わなかったと認められる場合は、この臨時費用共済金は支払いません。

- (1) 死亡の場合 20 万円
- (2) 60 日以上入院した場合 10 万円

2 当組合は、被共済者が第 1 条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡し、この葬儀を共済契約者において行なった場合は、被共済者ごとに 50 万円を葬祭費用共済金として共済契約者に支払います。

(注)第 11 条（減収補償共済金の支払）の（注）に同じ。

#### （お支払いする共済金の限度額）

第 13 条 当組合は、第 6 条（死亡共済金の支払）、第 7 条（後遺障害共済金の支払）、第 8 条（医療共済金の支払）に定める共済金のほか、1 回の事故につき、第 11 条（減収補償共済金の支払）および第 12 条（臨時費用共済金・葬祭費用共済金の支払）の規定による共済金を支払います。

#### （代 位）

第 14 条 当組合が共済金を支払った場合でも、被共済者またはその法定相続人が、その傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当組合に移転しません。

### 第3章 搭乗者傷害補償条項

#### (共済金をお支払いする場合)

第1条 当組合は、被共済者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含む。以下同様とします。）を被った場合は、この搭乗者傷害補償条項および基本条項に従い、共済金（死亡共済金、後遺障害共済金、および医療共済金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

- (1) 共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の運行に起因する事故
- (2) 共済契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または共済契約自動車の落下

2 前項の傷害には、次のものを含まません。

- (1) 日射、熱射または精神的衝動
- (2) 被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

#### (共済の補償を受けられる方—被共済者)

第2条 この搭乗者傷害補償条項における被共済者は、共済契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者としてします。ただし、次の者は含まません。

- (1) 極めて異常かつ危険な方法で共済契約自動車に搭乗中の者
- (2) 業務として共済契約自動車を受託している共済契約者以外の自動車取扱業者（注2）

（注1） 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注2） 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

#### (個別適用)

第3条 この搭乗者傷害補償条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

#### (共済金をお支払いしない場合—その1)

第4条 当組合は、次のいずれかに該当する傷害については、共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- (2) 被共済者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行している場合、

または酒気を帯びて、あるいは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を使用して共済契約自動車を運行している場合に生じた傷害

- (3) 被共済者が、共済契約者の承諾を得ないで、共済契約自動車を搭乗中に生じた傷害
- (4) 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (5) 共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用している場合、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用している場合に生じた傷害
- (6) 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

2 傷害が共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当組合はその者の受取るべき金額については、共済金を支払いません。

3 当組合は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、共済金を支払いません。

（注） 丹毒(たんどく)、リンパ腺炎(りんぱせんえん)、敗血症(はいけつしょう)、破傷風(はしょうふう)等をいいます。

#### （共済金をお支払いしない場合—その2）

第5条 当組合は、次のいずれかの事由によって生じた傷害については、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者またはその法定代理人（共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）の故意または重大な過失
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (3) 地震、噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から第5号までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

#### （死亡共済金の支払）

第6条 当組合は、被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日から180日以内に死亡した場合は、共済証書記載の共済金額を死亡共済金として被共済者の法定相続人に支払います。



2 第1項の被共済者の法定相続人が2名以上である場合は、法定相続分の割合により、死亡共済金を法定相続人に支払います。

3 被共済者に対し既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済証書記載の共済金額からすでに支払った金額を差引いて、その残額を支払います。

### (後遺障害共済金の支払)

第7条 当組合は、被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日から180日以内に別表2-1（後遺障害等級表2-1）または別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる後遺障害が生じた場合は、共済証書記載の共済金額に各後遺障害等級表の等級に定める最も高い共済金支払割合を乗じた金額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。

2 別表2-1（後遺障害等級表2-1）および別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げていない後遺障害については、自動車損害賠償保障法施行令第2条ならびに事故発生日に対応する同施行令別表の障害等級を原則として「労災補償 障害認定必携」(注)の障害認定基準に準じて後遺障害等級を認定するものとします。

3 同一事故により、別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の各号に規定する共済金支払割合を適用します。

(1) 別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第5級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める共済金支払割合

(2) 前号以外の場合で、別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第8級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める共済金支払割合

(3) 前各号以外の場合で、別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第13級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対応する共済金支払割合の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める共済金支払割合に達しない場合は、その合計した共済金支払割合を適用します。

(4) 前各号以外の場合は、最も重い後遺障害の該当する等級に定める共済金支払割合

4 すでに後遺障害のある被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、別表2-1（後遺障害等級表2-1）または別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた共済金支払割合から、すでにあった後遺障害に該当する等級に応じた共済金支払割合を差し引いた共済金支払割合

5 被共済者が事故発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、181日目における医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害共済金を支払います。

(注) 「労災補償 障害認定必携」は、労働者災害補償保険における障害の等級認定を集成した一般財団法人労災サポートセンターの刊行図書をいいます。

#### (重度後遺障害特別共済金の支払)

第8条 当組合は、被共済者が第1条(共済金をお支払いする場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日から180日以内に別表2-1(後遺障害等級表2-1)第1級または第2級もしくは別表2-2(後遺障害等級表2-2)第1級または第2級に掲げる後遺障害が生じた場合、別表2-2第3級③または④に掲げる後遺障害が生じた場合で、かつ介護を必要とすると認められる場合は、共済証書記載の共済金額の1割を重度後遺障害特別共済金として被共済者に支払います。ただし、100万円を限度とします。

2 被共済者が事故の発生の日から180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日から181日目における医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、第1項のとおり算出した額を重度後遺障害特別共済金として支払います。

#### (医療共済金の支払)

第9条 当組合は、被共済者が第1条(共済金をお支払いする場合)の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の各号に規定する金額を医療共済金として被共済者に支払います。

(1) 病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき、共済証書記載の共済金額の1,000分の1.5。

ただし、1日につき7,500円を限度とします。なお、自動二輪車および原動機付自転車の場合は、1日につき3,000円を限度とします。

(2) 病院または診療所に入院しない治療日数(病院または診療所に通院して医師の治療を受けた日数をいいます。)に対しては、その治療日数1日につき、共済証書記載の共済金額の1,000分の1。

ただし、1日につき5,000円を限度とします。なお、自動二輪車および原動機付自転車の場合は、1日につき2,000円を限度とします。

2 前項の医療共済金の支払いは、いかなる場合においても、事故の発生の日から180日をもって限度とします。

- 3 被共済者が医療共済金の支払を受けられる期間中にさらに医療共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当組合は、重複して医療共済金を支払いません。

**(すでに存在していた身体障害または疾病の影響等)**

第10条 被共済者が第1条（共済金をお支払いする場合）の傷害を被った時、すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または、第1条の傷害を被った後に、その事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響によって、第1条の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。

- 2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または、共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったために、第1条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

**(お支払いする共済金の限度額)**

第11条 1回の事故につき、当組合が支払うべき死亡共済金および後遺障害共済金の額は、第6条（死亡共済金の支払）、第7条（後遺障害共済金の支払）、および第10条（すでに存在していた身体障害または疾病の影響等）の規定による額とし、かつ、共済証書記載の共済金額を限度とします。

- 2 当組合は前項に定める共済金のほか、1回の事故につき第9条（医療共済金の支払）および第10条（すでに存在していた身体障害または疾病の影響等）の規定による医療共済金ならびに第8条（重度後遺障害特別共済金の支払）を支払います。

**(代 位)**

第12条 当組合が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当組合に移転しません。

## 第4章 車両条項

### (共済金をお支払いする場合)

第1条 当組合は、共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）が衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他の偶然な事故によって被った損害について、この車両条項および基本条項に従い、被共済者に共済金を支払います。

2 前項の共済契約自動車には、これに定着（注1）または装備（注2）されている物（ワイヤレスの操作用装置を含みます。以下「付属品」といいます。）を含みます。ただし、次の物は付属品に含みません。

- (1) 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
- (2) 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物
- (3) 通常装飾品とみなされる物
- (4) 共済契約自動車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェーン、ドリル等
- (5) 共済契約自動車に搭載（注3）されていないワイヤレスの操作用装置

3 第1項の共済契約自動車のうち、用途車種がA種工作車（クレーン・ショベル付）のブーム部分については共済契約自動車には含めません。ブーム部分とは次のものをいいます。

- (1) ブーム（注4）ならびに伸縮シリンダ、ワイヤーロープ、フック等ブーム（注4）と機能上一体をなしている部分品およびブーム（注4）の機能上必要である部分品
- (2) 前号に定めるものに定着または装着されている次のもの
  - (イ) 使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
  - (ロ) 安全装置および警報装置
  - (ハ) 作動油および油脂類
  - (ニ) 配線、配管およびホース類
  - (ホ) その他定着または装着されているもの

(注1) ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(注2) 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態または法令に従い自動車に備え付けられている状態をいいます。

(注3) 操作用装置をその用い方に従って操作している間は搭載とみなします。

(注4) ジブを含みます。

### (共済の補償を受けられる方—被共済者)

第2条 この車両条項における被共済者は、共済契約自動車の所有者とします。

### (共済金をお支払いしない場合—その 1)

第 3 条 当組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 次に掲げる者の故意または重大な過失
  - (イ) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（これらのものが法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
  - (ロ) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または、貸借契約に基づく共済契約自動車の借主（これらのものが法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
  - (ハ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の法定代理人
  - (ニ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の業務に従事中の使用者
  - (ホ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の父母、配偶者もしくは子。
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (3) 地震、噴火、または津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第 2 号から第 5 号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- (8) 詐欺または横領
- (9) 共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用している場合、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用している場合に生じた事故
- (10) 二輪自動車について、盗難によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

### (共済金をお支払いしない場合—その 2)

第 4 条 当組合は、次の損害については、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（積込みまたは積下し中を含みます。）に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート（官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車とその運転者を同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。以下同様とします。）である場合を除きます。
- (2) 共済契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さび、その他自然の消耗
- (3) 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない共済契約自動車の電氣的または機械的損害をいいます。）

- (4) 共済契約自動車から取りはずされて車上にない部分品、付属品、または付属機械装置に生じた損害
- (5) 法令に違反する改造を行った部分品、付属品、または付属機械装置に生じた損害
- (6) タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。ただし、火災もしくは盗難によって生じた損害または車両が同時に損害を被った場合を除きます。
- (7) 工作用自動車の次のものに生じた損害。ただし、火災もしくは盗難によって生じた損害または車両が同時に損害を被った場合を除きます。
  - (イ) キャタピラ、排土板（カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。）、バケット（つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。）、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品
  - (ロ) リーダ（ステーおよびフロントブラケットを含みます。）、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ（モータを含みます。）、パイプロハンマ（チャックを含みます。）その他これらに類似の機能を有するものであって、共済契約自動車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置。

#### （共済金をお支払いしない場合—その3）

第5条 当組合は、次の者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行している場合、または酒気を帯びて、あるいは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を使用して共済契約自動車を運行している場合に生じた損害については、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
- (2) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく共済契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
- (3) 前2号に掲げる者の法定代理人
- (4) 第1号および第2号に掲げる者の業務に従事中の使用人
- (5) 第1号および第2号に掲げる者の父母、配偶者、もしくは子

#### （損害額の決定）

第6条 当組合が共済金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、共済価額によって定めます。

- 2 共済契約自動車の損傷を修理することができる場合には、次の（1）および（2）の合計額から（3）および（4）の合計額を差引いた額を損害額とします。

- (1) 第7条（修理費）に定める修理費
  - (2) 第8条（損害の一部とみなす費用）に定める費用
  - (3) 修理に際し部分品を交換したために共済契約自動車全体として価額の増加を生じた場合はその増加額
  - (4) 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額
- 3 第8条（損害の一部とみなす費用）の費用のみを共済契約者または被共済者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。

#### （修理費）

第7条 前条にいう修理費とは、次の額の合計額をいいます。

- (1) 損害が生じた地域および時において、共済契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費。この場合、共済契約自動車の復旧に際して、当組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めた場合は、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- (2) 共済契約自動車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生の場所から、もよりの修理工場もしくは当組合の指定する場所まで運搬するのに要した費用、またはこれらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用

#### （損害の一部とみなす費用）

第8条 第6条（損害額の決定）にいう費用とは、共済契約者または被共済者が支出した次の費用をいいます。

- (1) 基本条項第15条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 基本条項第15条第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (3) 盗難にあった共済契約自動車を引き取るために必要であった費用
- (4) フェリーボートによって輸送されている間に生じた共同海損に対する共済契約自動車の分担額

#### （お支払いする共済金の計算）

第9条 当組合が支払う共済金の額は、1回の事故につき次の通りとします。ただし、共済証書記載の共済金額を限度とし、共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額を限度とします。

- (1) 全損（第6条（損害額の決定）第1項による損害額または第7条（修理費）の修理費が共済価額以上となるときをいいます。以下同様とします。）の場合は共済価額。
- (2) 前号以外の場合は、第6条（損害額の決定）による損害額から共済証書記載の免責金額を差し引いた額

- 2 第6条（損害額の決定）のうち、第三者が負担すべき金額で被共済者がすでに回収したものの（以下「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被共済者の自己負担額（損害額から前項に定める共済金の額を差引いた額をいいます。）を超過する場合は、当組合は前項に定める共済金の額からその超過額を差し引いて共済金を支払います。

#### （被害物についての当組合の権利）

- 第10条 当組合が全損として共済金を支払った場合は、共済契約自動車について被共済者が持っているすべての権利を取得します。ただし、共済金額が共済価額に達しない場合には、当組合は共済金額の共済価額に対する割合によってその権利を取得します。
- 2 共済契約自動車の一部が盗難にあった場合に、当組合がその損害について共済金を支払った場合は、当組合は盗難にあった物について被共済者が持っている権利を取得します。
  - 3 前2項の場合において、当組合がその権利を取得しないという意思を表示して共済金を支払った場合は、共済契約自動車について被共済者が持っている権利は当組合に移転しません。

#### （盗難自動車の返還）

- 第11条 当組合が共済契約自動車の盗難によって生じた損害について共済金を支払った日の翌日から起算して60日以内に共済契約自動車が発見された場合は、被共済者はすでに受け取った共済金を当組合に払いもどして、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に生じた共済契約自動車の損害に対して共済金を請求することができます。



## 第5章 基本条項

### (共済責任の始期および終期)

第1条 当組合の共済責任は、共済期間の初日の午後4時(注)に始まり、共済期間の末日の午後4時に終わります。

2 前項の時刻は日本国の標準時とします。

3 共済期間が始まった後でも、当組合は共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

(注) 共済証書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

### (共済責任のおよぶ地域)

第2条 当組合は、共済証書記載の自動車(以下「共済契約自動車」といいます。)が日本国内(日本国外における日本船舶内を含みます。)にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ共済金を支払います。

### (あらかじめお知らせいただくこと—告知義務)

第3条 共済契約者は、共済契約締結の際、共済契約申込書の記載事項のうち損害の発生の可能性に関する重要な事項について、当組合に事実を正確に告げなければなりません。

2 当組合は、共済契約締結の際、共済契約者が故意または重大な過失によって、前項の事実について、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、この共済契約を解除することができます。

3 前項の規定は、次の場合には適用しません。

(1) 共済契約者が共済契約申込書の記載事項につき書面をもって更正の通知をし、当組合がこれを承認した場合

(2) 第1項の規定による解除の原因があることを知った時から、一箇月間を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合

(3) 当組合が共済契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によって前項の事実を知らなかった場合

4 第2項の解除は将来に向ってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合でも、当組合は共済金を支払いません。もし、すでに共済金を支払っていた場合は、当組合は、その返還を請求することができます。

- 5 前項のただし書きの規定は、第1項に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

#### (ご契約後にお知らせいただくことー通知義務)

第4条 共済契約締結の後、次の事実が発生した場合には、共済契約者は遅滞なく書面をもって、その旨を当組合に通知しなければなりません。

- (1) 共済契約自動車を譲渡する場合
- (2) 共済契約自動車を他の自動車に変更する場合
- (3) 共済契約自動車の用途、車種、登録番号(車両番号を含みます。)または車台番号を変更する場合
- (4) 前各号のほか共済契約申込書の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生した場合

- 2 前項の事実の発生によって危険の増加が生じ、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって遅滞なく前項の通知をしなかった場合またはこの共済契約の引受範囲を超えることとなった場合は、当組合は、この共済契約を解除することができます。

- 3 前項の規定は、次の場合には適用しません。

- (1) 第1項の通知を受け、当組合がこれを承認した場合。ただし、第1項の事実が生じた時から、その通知を承認するまでの間に生じた事故による損害または傷害については、共済金を支払いません。もし、すでに共済金を支払っていた場合は、当組合は、その返還を請求することができます。
- (2) 第1項の規定による解除の原因があることを知った時から、1か月間を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合

- 4 第2項の解除は将来に向ってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合でも、当組合は共済金を支払いません。もし、すでに共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- 5 第3項第1号のただし書および第4項ただし書の規定は、第1項に規定する事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

#### (共済契約の無効)

第5条 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

### (共済契約の取消)

第6条 共済契約締結の際、共済契約に関し、共済契約者および被共済者またはその代理人に詐欺の行為があった場合には、当組合は、この共済契約を取り消すことができます。

### (重大事由による解除)

第7条 当組合は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、この共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者または被共済者（法定相続人を含みます。この条項においては同様とします。）が、当組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- (2) 被共済者または被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (3) 共済契約者または被共済者（注1）が、次のいずれかに該当すること。
  - (イ) 反社会的勢力（注2）に該当すると認められること。
  - (ロ) 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - (ハ) 反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められること。
  - (ニ) 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - (ホ) その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - (ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、第1号から第3号までの事由がある場合と同程度に当組合の信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があったこと。

2 前項の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、前項の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていた場合は、当組合は、その返還を請求することができます。

3 共済契約者または被共済者が、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれかに該当することにより、この共済契約の解除がなされた場合には、前項の規定は、次の損害については適用しません。

- (1) 賠償責任条項に基づき共済金を支払うべき損害（注3）
- (2) 車両条項に基づき共済金を支払うべき損害のうち、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害

4 車両条項の被共済者が、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれかに該当することにより、この共済契約の解除がなされた場合には、第2項の規定は、次の損害または傷害については適用しません。

（1） 前項第1号および第2号の損害（費用については（注3）に同じ）

（2） 自損補償条項、搭乗者傷害補償条項に基づき共済金を支払うべき損害または傷害のうち、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害または傷害。ただし、その損害または傷害に対して支払う共済金を受け取るべき者が、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、第2項の規定を適用するものとします。

（注1） 共済契約者または車両条項の被共済者に限ります。

（注2） 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注3） 賠償責任条項第8条（損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通）に規定する費用のうち、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する被共済者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

#### （組合員資格喪失による共済契約の失効）

第8条 共済契約者が定款に定める規定によって組合員資格を失った場合（注）は、その組合員資格を失った日をもって共済契約は失効するものとする。

2 前項により共済契約が失効した場合には、当組合は、共済掛金を返戻しません。ただし、失効の前日までに解約の手続きをした場合は、第14条（解約の場合の共済掛金の返戻）の規定に従い共済掛金を返戻します。

（注） 自由脱退、自由脱退以外の脱退、除名等をいいます。

#### （共済掛金の返戻または請求—告知義務・通知義務等の場合）

第9条 当組合は、第3条（あらかじめお知らせいただくこと—告知義務）第3項第1号または第4条（ご契約後にお知らせいただくこと—通知義務）第1項の事由によって共済掛金を変更する必要がある場合には、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返戻または請求します。

2 前項の追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払期日までにこれを支払わない場合は、当組合は追加共済掛金領収前に生じた事故については共済金を支払いません。

3 第1項の追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者が30日以内にこれを支払わない場合は、当組合は、この共済契約を解除することができます。

4 第3項の解除は将来に向ってのみその効力を生じます。

**(共済掛金の返戻—無効の場合)**

第10条 第5条(共済契約の無効)の規定により共済契約が無効となる場合には、当組合は、共済掛金を返戻しません。

**(共済掛金の返戻—取消しの場合)**

第11条 第6条(共済契約の取消)の規定により、当組合が共済契約を取り消した場合には、当組合は、共済掛金を返戻しません。

**(共済掛金の返戻—解除の場合)**

第12条 第3条(あらかじめお知らせいただくこと—告知義務)第2項、第4条(ご契約後にお知らせいただくこと—通知義務)第2項または第9条(共済掛金の返戻または請求—告知義務・通知義務等の場合)第3項規定により当組合が共済契約を解除した場合は、当組合の定めるところにより計算した共済掛金を返戻します。

**(共済掛金の返戻—重大事由解除の場合)**

第13条 第7条(重大事由による解除)の規定により当組合が共済契約を解除した場合は、当組合の定めるところにより計算した共済掛金を返戻します。

**(解約の場合の共済掛金の返戻)**

第14条 共済契約者が共済契約を解約した場合は、当組合は、領収した共済掛金から既経過期間に対して、当組合の定めるところにより計算した共済掛金を返戻します。

**(事故発生時の義務)**

第15条 事故が発生した場合は、共済契約者または被共済者は次のことを履行しなければなりません。

(1) 損害の発生および拡大の防止に努め、運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。

- (2) 次の事項を遅滞なく、書面で当組合に通知すること。
  - (イ) 事故発生の日時、場所、事故の状況、損害の程度、被害者の住所、氏名または名称
  - (ロ) 上記の事項につき証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名または名称
  - (ハ) 損害賠償の請求を受けた場合はその内容
- (3) 共済契約自動車盗難にあった場合には、遅滞なく警察に届け出ると共に、当組合に通知すること。
- (4) 共済契約自動車を修理する場合には、あらかじめ当組合の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当については、この限りではありません。
- (5) 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- (6) あらかじめ当組合の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置については、この限りではありません。
- (7) 損害賠償についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当組合に通知すること。
- (8) 他の共済契約または保険契約の有無および内容（すでに他の共済契約または保険契約から共済金または保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当組合に通知すること。
- (9) 当組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、当組合が行う損害または傷害の調査に協力すること。

#### **（事故発生時の義務違反）**

第 16 条 共済契約者または被共済者が正当な理由がなく、前条の規定に違反した場合は、当組合は次の金額を差し引いて共済金を支払います。

- (1) 前条第 1 号（損害の防止軽減）に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- (2) 前条第 2 号（事故の通知）、第 3 号（盗難の届出）、第 4 号（修理に関する事前承認）、第 7 号（訴訟の通知）、第 8 号（他の共済または保険の有無）、第 9 号（書類の提出等）の規定に違反した場合は、それによって当組合が被った損害の額
- (3) 前条第 5 号（請求権の保全）に違反した場合は、他人に損害賠償を請求することによって取得できたと認められる額
- (4) 前条第 6 号（責任の無断承認の禁止）に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

- 2 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく前条第2号（事故の通知）、第3号（盗難の届出）、第4号（修理に関する事前承認）、第9号（書類の提出等）の書類に故意に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

#### （当組合の指定する医師による診断等）

第17条 当組合は、自損補償条項または搭乗者傷害補償条項に規定する共済金支払事由発生等の通知または共済金の請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他共済金の支払いにあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金請求権者に対し当組合の指定する医師が作成した診断書、死体検案書またはその他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めることができます。

- 2 前項の診断または死体の検案のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当組合が負担します。

#### （他の共済契約または保険契約がある場合の共済金の支払額）

第18条 他の共済契約または保険契約がある場合であっても、当組合は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の共済契約または保険契約により優先して共済金または保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合には、当組合は、それらの合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

（1） 賠償責任条項に関しては、損害の額

（2） 車両条項に関しては、損害の額（注）

（3） 自損補償条項に関しては、それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金のうち最も高い額（各共済金ごとに区分して算出します）。

- 3 第1項および前項の損害の額は、それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

- 4 第1項の規定により、共済金を支払った場合においては、保険法（平成20年法律第56号）第20条第2項の規定により、他の共済者または保険者に対して求償するものとします。

（注） それぞれの共済契約または保険契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

## (共済金の請求)

第 19 条 当組合に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるとします。

- (1) 賠償責任条項に関しては、被共済者が負担する法律上の損害賠償について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
  - (2) 自損補償条項に関しては、次に掲げる時
    - (イ) 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
    - (ロ) 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が確定した時
    - (ハ) 医療共済金については、被共済者が平常の生活もしくは業務に従事することができる程度になおった時、または事故の発生の日からその日を含めて 160 日を経過した時のいずれか早い時
  - (ニ) 減収補償共済金ならびに臨時費用共済金については、被共済者が死亡した時、または被共済者が 60 日以上入院した時
  - (ホ) 葬祭費用共済金については、被共済者の葬儀を共済契約者が行った時
  - (3) 搭乗者傷害補償条項に関しては、次に掲げる時
    - (イ) 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
    - (ロ) 後遺障害共済金および重度後遺障害特別共済金については、被共済者に後遺障害が確定した時、または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
    - (ハ) 医療共済金については、被共済者が平常の生活もしくは業務に従事することができる程度になおった時、または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
  - (4) 車両条項に関しては、事故発生の時
- 2 共済金の支払を請求する場合は、次の各号の書類または証拠のうち、当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。ただし、第 9 号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- (1) 共済金の請求書
  - (2) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
  - (3) 死亡に関して支払われる共済金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書
  - (4) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MR I 等の各種検査資料
  - (5) 傷害に関して支払われる共済金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MR I 等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書
  - (6) 被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者の除籍および被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本



- (7) 自損補償条項における減収補償共済金、臨時費用共済金を請求する場合は、第3号または第5号の規定に準ずる書類または証拠
- (8) 自損補償条項における葬祭費用共済金を請求する場合は、被共済者の葬儀を共済契約者において行ったことが確認できる書類または証拠
- (9) 公の機関が発行する交通事故証明書（人の死傷を伴う事故または共済契約自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。）
- (10) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- (11) 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
- (12) 前各号のほか、当組合が第20条（共済金の支払）に規定する事項の確認を行うために必要な書類または証拠

3 当組合は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金請求権者に対して、前項に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

4 共済契約者、被共済者または共済金請求権者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または第2項に規定する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

5 賠償責任条項第8条（損害の一部とみなす費用—対人・対物賠償共通）第2項の臨時費用の請求は、共済契約者を經由して行うものとします。

#### （共済金の支払）

第20条 当組合は、前条第2項の手続を完了した日（以下この条において、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当組合が共済金を支払うために必要な次の各号に規定する事項の確認を終え、共済金を支払います。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被共済者に該当する事実
- (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において規定する解除、取消、失効等の事由に該当する事実の有無

- (5) 前各号のほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者または共済金請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- 2 前項に規定する確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当組合は、請求完了日からその日を含めて次の各号に定める日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金請求権者に対して通知するものとします。
- (1) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60 日
- (2) 前項第 1 号から第 4 号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
- (3) 前項第 3 号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
- (4) 前項第 1 号から第 4 号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）180 日
- (5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- 3 前各項に規定する確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、前各項の期間に算入しないものとします。
- 4 被共済者または共済金請求権者から共済金の内払の請求がある場合で、当組合が承認した場合に限り、当組合の定める方法により共済金の内払を行います。その場合、当組合は、前各号の規定に従い共済金を支払います。

#### **（直接請求権による請求および支払）**

第 21 条 賠償責任条項第 13 条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）および賠償責任条項第 15 条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定により、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払いを請求する場合は、第 19 条（共済金の請求）および第 20 条（共済金の支払）の規定を適用します。

### (審査請求)

第 22 条 共済契約者が共済金の認定について異議のある場合は、その決定通知書を受領した日から 2 週間以内に書面をもって、当組合に審査を請求することができます。

### (代位)

第 23 条 損害または費用が生じたことにより被共済者または共済金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。）を取得した場合において、当組合がその損害または費用に対して共済金を支払った場合は、その債権は当組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(1) 当組合が損害の額または費用の全額を共済金として支払った場合

被共済者または共済金請求権者が取得した債権の全額

(2) 前号以外の場合

被共済者または共済金請求権者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額または費用を差し引いた額

2 前項第 2 号の場合において、当組合に移転せずに被共済者または共済金請求権者が引き続き有する債権は、当組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3 第 1 項または前項の損害賠償の請求が車両損害に関するものである場合は、当組合は正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、損害が上記の者の故意または重大な過失による場合、上記の者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行している場合、または酒気を帯びて、あるいは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合、または自動車取扱業者（注）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間に生じた場合を除きます。

(注) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

### (時効)

第 24 条 共済金請求権は、第 19 条（共済金の請求）第 1 項に定める時の翌日から起算して、3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### (直接請求権の行使期限)

第 25 条 賠償責任条項第 13 条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）および賠償責任条項第 15 条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定による請求権は、次の場合にはこれを行行使することはできません。

- (1) 被共済者が負担する法律上の損害賠償責任額について、被共済者と損害賠償請求者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から3年を経過した場合
- (2) 損害賠償請求権者の被共済者に対する損害賠償請求権が、時効によって消滅した場合

**(訴訟の提起)**

第26条 この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

**(準拠法)**

第27条 この約款に規定のない事項については、日本国の関係法令によるものとします。

別表1（死亡共済金）

共済金額	死亡共済金
無 制 限	1, 6 0 0 万円
1 5, 0 0 0 万円	1, 6 0 0 万円
1 0, 0 0 0 万円	1, 6 0 0 万円
8, 0 0 0 万円	1, 5 0 0 万円
6, 0 0 0 万円	1, 4 0 0 万円
5, 0 0 0 万円	1, 3 5 0 万円
3, 0 0 0 万円	1, 2 5 0 万円
2, 0 0 0 万円	1, 2 0 0 万円
1, 0 0 0 万円	1, 0 0 0 万円

別表2-1（後遺障害等級表2-1）介護を要する後遺障害

等 級	介護を要する後遺障害	自 損 補 償 条 目 乗 者 傷 害 共 済 金 支 払 割 合
第1級	①神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100 %
第2級	①神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	90 %

別表2-1（後遺障害等級表2-2）別表2-1以外の後遺障害

等 級	後遺障害	自 損 補 償 条 目 乗 者 傷 害 共 済 金 支 払 割 合
第1級	①両眼が失明したもの ②咀嚼および言語の機能を廃したもの ③両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④両上肢の用を全廃したもの ⑤両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両下肢の用を全廃したもの	100 %

第2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>② 両眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>③ 両上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>④ 両下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ul>	90 %
第3級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>② 咀嚼または言語の機能を廃したもの</li> <li>③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>⑤ 両手の手指の全部を失ったもの</li> </ul>	80 %
第4級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>② 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>③ 両耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの</li> <li>⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> </ul>	70 %
第5級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>② 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>④ 1上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>⑥ 1上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑦ 1下肢の用を全廃したもの</li> <li>⑧ 両足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>	60 %
第6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>② 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑤ 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの</li> </ul>	50 %
第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</li> </ul>	40 %

第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>②両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>③1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>④神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>⑤胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>⑥1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>⑦1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>⑧1足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>⑨1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>⑩1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>⑪両足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>⑫外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>⑬両側の睾丸を失ったもの</li> </ul>	40 %
第8級	<ul style="list-style-type: none"> <li>①1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>②脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>③1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの</li> <li>④1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの</li> <li>⑤1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</li> <li>⑥1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>⑦1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>⑧1上肢に偽関節を残すもの</li> <li>⑨1下肢に偽関節を残すもの</li> <li>⑩1足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>	30 %
第9級	<ul style="list-style-type: none"> <li>①両眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>②1眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>③両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>④両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>⑤鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>⑥咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</li> <li>⑦両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑧1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> </ul>	25 %

第9級	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 1 耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>⑫ 1 手のおや指またはおや指以外の 2 の手指を失ったもの</li> <li>⑬ 1 手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したもののまたはおや指以外の 3 の手指の用を廃したもの</li> <li>⑭ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの</li> <li>⑮ 1 足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>	25 %
第10級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 眼の視力が 0.1 以下になったもの</li> <li>② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>③ 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの</li> <li>④ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>⑥ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑦ 1 手のおや指またはおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの</li> <li>⑧ 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの</li> <li>⑨ 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの</li> <li>⑩ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>⑪ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	20 %
第11級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>③ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>④ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑥ 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑦ 脊柱に変形を残すもの</li> <li>⑧ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの</li> <li>⑨ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの</li> <li>⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>	15 %



第 12 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>② 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>④ 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</li> <li>⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</li> <li>⑧ 長管骨に変形を残すもの</li> <li>⑨ 1 手のこ指を失ったもの</li> <li>⑩ 1 手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの</li> <li>⑪ 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの</li> <li>⑫ 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの</li> <li>⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>⑭ 外貌に醜状を残すもの</li> </ul>	10 %
第 13 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの</li> <li>② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>③ 1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</li> <li>⑤ 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>⑥ 1 手のこ指の用を廃したもの</li> <li>⑦ 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>⑧ 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの</li> <li>⑨ 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの</li> <li>⑩ 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの</li> <li>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> </ul>	7 %
第 14 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</li> <li>② 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>③ 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>⑥ 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>⑦ 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</li> <li>⑧ 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの</li> <li>⑨ 局部に神経症状を残すもの</li> </ul>	4 %

- (注) 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表 3 (減収補償共済金)

共済金額	減収補償共済金
無 制 限	1 6 0 万円
1 5, 0 0 0 万円	1 6 0 万円
1 0, 0 0 0 万円	1 6 0 万円
8, 0 0 0 万円	1 5 0 万円
6, 0 0 0 万円	1 4 0 万円
5, 0 0 0 万円	1 3 5 万円
3, 0 0 0 万円	1 2 5 万円
2, 0 0 0 万円	1 2 0 万円
1, 0 0 0 万円	1 0 0 万円

## 第6章 特約条項

### 【1】 共済掛金分割均等払特約（共通）

#### （分割払の回数）

第1条 共済契約者は、この特約により、年額共済掛金を4回、6回または12回に分割して払込むことができます。ただし、12回分割払は、全車両一括もしくは一共済証書で年額共済掛金総額が30万円を超える場合にかぎります。

2 主契約満期日までの短期契約については、主契約分割残回数に分割して払込むことができます。

#### （分割割合）

第2条 分割共済掛金は、分割回数に応じて各月均等割合により払込むものとします。

#### （払込み方法）

第3条 共済契約者は、共済掛金振込の場合は、共済期間始期までに当組合の提携金融機関へ払込むものとします。共済掛金口座振込の場合は、口座振替依頼書締切日までに共済契約申込書の締結が完了された場合は、払込み月に第1回分割共済掛金を払込むものとします。ただし、口座振替依頼書締切までに共済契約申込書の締結ができなかった場合は、第1回分割共済掛金と第2回分割共済掛金を合算して払込み月の翌月に払込むものとします。

2 第2回以降の共済掛金の払込みは、第1回の払込み月の翌月から毎月継続して、共済契約者の指定する一定の期日とし、共済契約者振出しの約束手形等により、払込むものとします。ただし、一枚の手形金額は1万円以上の単位とします。

#### （分割共済掛金領収前の事故）

第4条 共済期間が始まった後でも、共済契約者の都合により第1回分割共済掛金が払込まれなかった期間の事故については、共済金を支払いません。

#### （分割共済掛金不払の場合の免責、解除）

第5条 第2回目以降の分割共済掛金について、当該掛金の払込期日までにその払込みを怠った場合は、払込期日の属する月の共済期間始期応当日以後に生じた事故については、共済金を支払いません。ただし、払込期日の属する月の翌月末日までに共済契約者が翌月分までの掛金を払込んだ場合および提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責に帰さない場合を除きます。また、払込期日の属する月の翌月末日までに共済掛金の払込がな

い場合には、この共済契約を解除することができます。解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面により解除の通知をし、解除の効力は当該掛金の払込期日の属する月の共済期間開始期応当日とし、すでに領収した掛金は返還しません。払込期日とは、手形の場合は手形記載の支払期日、口座振替の場合は口座振替日、その他の場合は当該月末日とします。

**(分割払の場合の返戻金の取扱い)**

第6条 分割払の場合の共済契約の解除、解約または変更による返戻金は、既経過期間分に応じた約束手形が決済された後返戻します。

**(端数処理)**

第7条 分割共済掛金に対する金額の計算においては、10円未満は四捨五入します。

## 【2】初回共済掛金口座振替特約

### 【用語の定義】

- (1) 初回共済掛金  
共済掛金を一括して払込む場合は、この共済契約に定められた総契約掛金をいい、共済掛金を分割して払込む場合は、第1回目に払込むべき分割共済掛金をいいます。
- (2) 分割共済掛金  
共済掛金を共済契約証書記載の回数に分割した金額であって、共済契約証書に記載された金額をいいます。
- (3) 共済掛金払込期日  
提携金融機関ごとに当組合の定める期日をいいます。
- (4) 口座振替  
指定口座から当組合の口座に振り替えることをいいます。
- (5) 指定口座  
共済契約者の指定する口座をいいます。
- (6) 提携金融機関  
当組合と契約掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。

### (この特約の適用条件)

第1条 この特約は、次の各号に定める条件をすべて満たす場合に付帯されます。

- (1) 共済契約締結のときに、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- (2) 次のいずれかの条件を満たすこと。
  - (イ) この共済契約の締結および共済契約者から当組合への預金口座振替依頼書の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。
  - (ロ) 共済契約者が、この共済契約の申込みおよび当組合への預金口座振替依頼書の提出を当組合所定の連絡先に行うこと。
- (3) 共済契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当組合がこれを引き受けること。

### (共済掛金の払込方法)

第2条 共済契約者は、共済掛金払込期日に、口座振替によって初回共済掛金を払込むことができます。

2 前項の場合、共済契約者は、共済掛金払込期日の前日までに初回共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

3 共済掛金払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回共済掛金の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合は、当組合は、共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込みがあったものとみなします。

### (共済掛金領収前の事故)

第3条 共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込みがない場合には、共済契約者は、初回共済掛金を共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までに当組合の指定した場所に払込まなければなりません。

2 当組合は、共済契約者が共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までに初回共済掛金を払込んだ場合には、初回共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、自動車共済約款一般条項第1条（共済責任の始期および終期）第2項および自動車共済約款に付帯される他の特約に定める共済掛金領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

3 前項の規定にかかわらず、共済契約者が初回共済掛金について、当該初回共済掛金を払込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当組合は、始期日から初回共済掛金領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

4 前項の規定にかかわらず、共済契約者が初回共済掛金の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当組合は、「共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて同項の規定を適用します。この場合において、共済掛金が分割して払い込まれるときは、当組合は共済契約者に対して共済掛金払込期日到来前の分割共済掛金を合わせて請求できるものとします。

### (共済掛金領収前の共済金支払)

第4条 前条（共済掛金領収前の事故）第2項の規定により、共済契約者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が、初回共済掛金の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して共済金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、共済契約者は初回共済掛金を当組合に払い込まなければなりません。

### (解除)

第5条 当組合は、共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までに、初回共済掛金の払込みがない場合には、共済契約証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

2 前項の規定は、この共済契約に付帯された共済掛金分割均等払特約の共済契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

3 第1項の解除は、始期日から将来に向かってのみ、その効力を生じます。

#### (準用規定)

第6条 この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

#### (追加共済掛金)

第7条 追加共済掛金についても口座振替をする旨申し出た共済契約者は、上記に準じて取り扱う。

### 【3】相手自動車全損時超過修理費担保特約

#### (この特約の適用条件)

第1条 この特約は、この共済契約に対物賠償共済の適用がある場合で、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

#### (共済金をお支払いする場合)

第2条 当組合は、次の各号をいずれも満たす場合に、この特約および自動車共済約款一般条項の規定に従い、被共済者が負担する超過修理費（注）に対して、相手自動車全損時超過修理費共済金を支払います。

- (1) 賠償責任条項第2条（共済金をお支払いする場合－対物賠償）に定める対物事故。
- (2) 被共済者が法律上の損害賠償責任を負担する対物事故により、滅失、破損または汚損した、他人の所有する自動車（原動機付自転車を含みます。）（以下「相手自動車」といいます。）の損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために、当組合が必要かつ妥当と認める費用（以下、「修理費」といいます。）が、相手自動車の損害が生じた地および時における、相手自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額（以下、「価額」といいます。）を上回る場合であって、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6ヶ月以内（正当な理由により6ヶ月を超えた場合を含みます。）に相手自動車の損傷が修理されたとき。

(注) 相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回る場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。

#### (共済の補償を受けられる方－被共済者)

第3条 この相手自動車全損時超過修理費担保特約における被共済者は、賠償責任条項第3条（共済の補償を受けられる方（被共済者）－対人・対物賠償共通）に規定する被共済者をいいます。

- 2 この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第4条（お支払いする共済金の計算）に定める相手自動車全損時超過修理費共済金の限度額が増額されるものではありません。

#### （お支払いする共済金の計算）

第4条 当組合は、賠償責任条項第10条（お支払いする共済金の計算—対物賠償）第1項の共済金が支払われる場合には、同条第2項に定める費用に加えて、被共済者が負担する超過修理費用を相手自動車全損時超過修理費共済金として支払います。ただし、1回の対物事故における相手自動車1台につき、次の算式により算出された額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\text{超過修理費共済金の額} = \text{超過修理費} \times \frac{\text{相手自動車の価額について被共済者が負担する損害賠償の額}}{\text{相手自動車の価額}}$$

- 2 前項の場合において、相手自動車について適用される共済契約または保険契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故によって相手自動車に生じた損害に対して共済金または保険金を支払う契約（以下、「車両共済等」といいます。）によって共済金または保険金（以下、「共済金等」といいます。）が支払われる場合であって、次の（1）の額が（2）の額を超えるときは、当組合は、前項に定める共済金の額から、その超える額を差し引いて相手自動車全損時超過修理費共済金を支払います。この場合において、すでに相手自動車全損時超過修理費共済金を支払っていたときは、当組合は、その超える額について返還を請求することができます。

- （1） 相手自動車の車両共済等によって相手自動車の修理費に対して支払われる共済金等の額（相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。）。ただし、相手自動車の修理費のうち相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のためにすでに回収されたものがある場合において、それにより共済金等の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された共済金等の額とします。
- （2） 相手自動車の価額

#### （重複契約の取り扱い）

第5条 第2条（共済金をお支払いをする場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の共済契約または保険契約（以下、「他の共済契約等」といいます。）がある場合は、当組合は、次の算式によって支払共済金の額を決定します。



$$\text{共済金} = \frac{\text{それぞれの他の共済契約等について、他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき相手自動車全損時超過修理費共済金等のうち最も高い額}}{\text{それぞれの他の共済契約等について他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき相手自動車全損時超過修理費共済金等の合計額}} \times \text{他の共済契約等がないものとして算出した当組合の支払うべき相手自動車全損時超過修理費共済金の額}$$

- 2 前項の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して相手自動車全損時超過修理費共済金または保険金が支払われる場合には、当組合は、他の共済契約等がないものとして算出した当組合の支払うべき相手自動車全損時超過修理費共済金の額が、他の共済契約等により支払われる相手自動車全損時超過修理費共済金または保険金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ相手自動車全損時超過修理費共済金を支払います。
- 3 第1項および第2項の規定にかかわらず被共済者が重複して他の共済契約等の相手自動車全損時超過修理費共済金または保険金を請求または受領しない旨を申し出た場合は、当組合は、他の共済契約等がないものとして算出した当組合の支払うべき相手自動車全損時超過修理費共済金の額を支払い共済金の額とし、他の共済契約等に優先して支払います。なお、他の共済契約等に優先して当組合が相手自動車全損時超過修理費共済金を支払った後、被共済者が重複して他の共済契約等の相手自動車全損時超過修理費共済金または保険金を請求または受領した場合は、当組合はすでに支払った相手自動車全損時超過修理費共済金について返還を請求することができます。

#### (共済金の請求)

第6条 当組合に対する相手自動車全損時超過修理費共済金の請求権は、基本条項第19条（共済金の請求）第1項第1号に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面における合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

2 相手自動車全損時超過修理費共済金の請求は、自動車共済約款賠償責任条項の被共済者を經由して行うものとします。

3 賠償責任条項第15条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物事故）の規定は、この特約には適用しません。

#### (準用規定)

第7条 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

#### 【4】自損補償不担保特約

##### （この特約の適用条件）

第1条 この特約は、共済証書にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

##### （自損補償条項の不適用）

第2条 当組合は、この特約により、自損補償条項の規定を適用しません。

#### 【5】車両危険限定特約

##### （この特約の適用条件）

第1条 この特約は、この共済契約に車両条項の適用がある場合で、かつ、共済証書にこの特約を適用する旨が記載されているときに適用されます。

##### （共済金をお支払いする場合）

第2条 当組合は、この特約により、自動車共済約款車両条項第1条（共済金をお支払いする場合）第1項の規定にかかわらず、共済契約自動車に生じた次の各号のいずれかに該当する損害に限り、自動車共済約款車両条項および一般条項に従い共済金を支払います。

- （1） 共済契約自動車の所有者と異なる所有者の自動車（原動機付自転車を含みます。）（以下「相手自動車」といいます。）との衝突または接触によって共済契約自動車に生じた損害。ただし、共済契約自動車と衝突または接触した相手自動車について、次の事項がすべて確認された場合に限ります。
  - （イ） 登録番号等（登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。）
  - （ロ） 事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称
- （2） 共済契約自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって共済契約自動車が被爆した場合の損害
- （3） 盗難によって生じた損害
- （4） 騒乱または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- （5） 台風、たつ巻、こう水または高潮によって生じた損害
- （6） 落書の損害、いたずらの損害（注）
- （7） 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- （8） 前各号のほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、共済契約自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または共済契約自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

(注) いたずらの損害には、共済契約自動車の運行によって生じた損害および共済契約自動車と他の自動車(原動機付自転車を含みます。)との衝突または接触によって生じた損害を含みません。また、窓ガラス破損の損害は、その破損した窓ガラス代金とします。

**(共済金の請求手続—交通事故証明書を提出できない場合)**

第3条 共済契約者は、前条(共済金をお支払いする場合)第1号に基づき共済金の支払を請求する場合、基本条項第19条(共済金の請求)第2項ただし書きの交通事故証明書を提出できない相当な理由がある場合は、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称の記載のあるもの
- (2) 共済契約自動車の損傷部位の写真
- (3) 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

**(準用規定)**

第4条 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

